

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年6月19日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900290 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000009 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 4 月から平成 29 年 5 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 4 月から平成 29 年 5 月までの標準報酬月額については、19 万円から 20 万円とする。

平成 28 年 4 月から平成 29 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 4 月から平成 29 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 1 日まで

平成 28 年 4 月 1 日の入社当時、給与から 20 万円分の厚生年金保険料を控除されていた。会社の担当者が、通勤費を除いた報酬で被保険者資格取得届を届出したため、年金記録の報酬月額と保険料控除額に相違がある。税理士が保険料が合わないことに気づき社会保険労務士へ依頼して原因が判明した。

年金記録を給与額及び保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賃金台帳によると、請求者は、請求期間において同社から毎月標準報酬月額（20 万円）に見合う給与の支給を受け、標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正（いずれも、標準報酬月額を 19 万円から 20 万円への訂正。）を時効消滅後の令和元年 7 月 29 日に年金事務所に届け出ており、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 4 月から平成 29 年 5 月までに係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900265 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000001 号

## 第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 38 年 4 月 1 日まで

昭和 35 年に国民年金発足を知り、加入しなければと意識した。国民年金保険料を納付しないと A 組合に補助金が支給されないため、納付の必要はあった。

夫と二人分を納付していたが自分だけ未納 (未加入) とされているので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 12 月 24 日に払い出されていることが確認でき、B 市の国民年金被保険者名簿では、請求者の国民年金の資格取得年月日は昭和 38 年 4 月 1 日と記載され、同日に遡って加入処理がなされたと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、B 市は、請求者の請求期間に係る国民年金に関する資料を保管していない旨回答している上、日本年金機構も、請求期間当時、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、夫婦二人分併せて国民年金の加入手続を行った旨回答しているが、日本年金機構の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の配偶者に係る手帳記号番号は昭和 35 年 12 月 12 日に払い出されていることが確認でき、B 市の国民年金被保険者名簿では、請求者の配偶者に係る国民年金の資格取得年月日は昭和 35 年 10 月 1 日と記載されていることから、請求者と請求者の配偶者の国民年金加入手続は、別の時期に行われたことがうかがえる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900251号  
厚生局事案番号 : 九州(脱)第2000001号

## 第1 結論

昭和42年3月15日から昭和47年2月13日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年3月15日から昭和47年2月13日まで

支給済期間 : ① 昭和42年3月15日から昭和45年3月20日まで  
② 昭和45年3月17日から昭和46年5月26日まで  
③ 昭和46年6月26日から昭和47年2月13日まで

請求期間に係る脱退手当金については受給した覚えがないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

日本年金機構が提出した資料によると、請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書は、A社会保険事務所(当時)において昭和47年2月18日に受け付けられ、当該手当金は同年4月12日に小切手が交付済であることが確認できる。

また、請求者のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない。

さらに、請求者から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。